



## 公告

歯科技工士試験を次のとおり行います。

平成17年12月15日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 試験日時

## (1) 学説試験

平成18年3月2日(木) 午前9時から午後3時15分まで

## (2) 実地試験

平成18年3月3日(金) 午前9時から午後4時まで

## 2 試験場所

塩尻市広丘郷原1780 松本歯科大学

## 3 試験科目

歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号。以下「規則」といいます。)第8条に規定する科目

## 4 受験資格

歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第14条の規定に該当する者(平成17年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)

## 5 受験手続

## (1) 提出書類

ア 受験願書(規則様式第4号)

イ 規則第7条第1項に規定する受験資格を証する書類

なお、卒業見込証明書を提出した者は、平成18年3月13日(月)までに卒業証明書を提出してください。

## (2) 試験手数料

試験手数料(36,000円)は、長野県収入証紙(受験願書にはって、消印はしないでください。)により納付してください。

## (3) 受付期間

平成18年1月13日(金)から平成18年1月16日(月)まで  
(郵送による場合は、平成18年1月16日の消印のあるものまでに限り受け付けます。)

## (4) 受付場所

長野県衛生部医務課(県庁専用郵便番号 380-8570)

## 6 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験資格等の内容を審査した上、  
適当と認められた者に対して受験票を交付します。受験票は、試験当日必ず持参してください。

## 7 合格発表

平成18年3月22日(水)午前10時に長野県庁及び保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には通知します。

## 8 試験に関する問い合わせ先

長野県衛生部医務課(電話 026-232-0111(内線 2619))

医務課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成17年12月15日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 都市計画の種類及び名称

池田都市計画下水道 松川村特定環境保全公共下水道

## 2 縦覧場所

長野県生活環境部水環境課生活排水対策室及び松川村建設水道課

水環境課生活排水対策室

## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年12月15日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 申請のあった年月日

平成17年11月29日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 アルプス善意通訳協会

## 3 代表者の氏名

小笠原 陽一郎

## 4 主たる事務所の所在地

松本市寿中1丁目3番8号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、海外からの来訪者に対して、善意通訳活動を通じ、地域の観光案内や生活・文化・歴史などの紹介を行い、もって市民レベルでの国際交流・親善や国際都市を志向するまちづくりの推進等公益に寄与することを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年12月15日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 申請のあった年月日

平成17年11月17日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 送迎サービス友の会

## 3 代表者の氏名

鹿野 博志

4 主たる事務所の所在地  
伊那市大字伊那3680番地2

5 定款に記載された目的  
この法人は、伊那市内における在宅の高齢者、障害者及びその支援者で手助けを必要としている人に対して、社会参加、医療施

設等への送迎の事業を行い、地域福祉に貢献し、高齢者、障害者の住みやすい社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

## 公告

平成17年度の信州ものづくりスキルアップ事業の受講者を次のとおり募集します。

平成17年12月15日

長野県知事 田 中 康 夫

### 1 募集人員等

訓練名	募集人員	訓練期間	授業料(円)	実施場所	実施校
高速高精度加工の理論と実際(FF/CAM 牧野フライス編)	20	平成18年2月8日 1日間	300	伊那技術専門校	

### 2 受講対象者

機械・電子系の製造業に在職中の者。

### 3 受講手続

次のとおり、申し込みを行ってください。

訓練名	受付期間	申込先
高速高精度加工の理論と実際(FF/CAM 牧野フライス編)	平成18年1月25日まで	伊那技術専門校 (0265-72-2469)

### 4 その他

- (1) 授業料の他、テキスト代、材料費等の実費を徴収します。
- (2) 詳細は実施校に問い合わせてください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ使用します。

雇用・人財育成課

## 公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更しました。

なお、変更区域に係る図面は、筑北村役場において縦覧に供します。

平成17年12月15日

長野県知事 田 中 康 夫

### 農業振興地域の区域の変更（統合）

(旧)

農業振興地域名	市町村名	面積(ha)
本城農業振興地域	本城村	1,410
坂北農業振興地域	坂北村	2,419
坂井農業振興地域	坂井村	412

(新)

農業振興地域名	市町村名	面積(ha)
筑北農業振興地域	筑北村	4,241

農政課

## 公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成17年12月15日

長野県知事 田 中 康 夫

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
南佐久郡佐久町	地籍簿及び地籍図	平成15年度から平成16年度まで	南佐久郡佐久町大字上の一部	平成17年12月15日
小県郡青木村	地籍簿及び地籍図	平成15年度から平成16年度まで	小県郡青木村大字村松の一部	平成17年12月15日
木曽郡南木曽町	地籍簿及び地籍図	平成15年度から平成16年度まで	木曽郡南木曽町田立の一部	平成17年12月15日

農村整備課

**公告**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定による講習会を次のとおり開催する。

平成17年12月15日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 日時及び場所

日時 平成18年1月31日（火）

午前9時30分から午後5時15分まで

場所 塩尻市大字片丘字狐久保5739番地

長野県林業総合センター

## 2 講習科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

## 3 受講手続

## (1) 提出書類

生産事業者講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）

## (2) 提出先

住所地を管轄する地方事務所（市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、

東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諫訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあっては松本地方事務所、千曲市及び須坂市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の林務課

## (3) 受付期限

平成18年1月13日（金）

## (4) 手数料

受講手数料（14,000円）は、長野県収入証紙により（受講申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

## 4 講習修了証明書

講習の課程を修了した者には、生産事業者講習修了証明書を交付する。

## 5 その他

受講申込書の請求又は講習会についての問い合わせは、地方事務所の林務課を行うこと。

森林保全課

**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成17年12月15日

長野県知事 田 中 康 夫

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
特-12 第 16371 号	コーワホーム株式会社	赤羽 和子	松本市並柳 2-17-26	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（建築工事業及び大工工事業）の取消し	平成17年 9月1日	平成17年8月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16 第 8969 号	株式会社三栄商事	樋田 義衛	上高井郡小布施町大字小布施863-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び造園工事業）の取消し	平成17年 9月5日	平成17年8月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-15 第 11902 号	高社工業株式会社	下田 収一	中野市大字西条1318	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成17年 9月5日	平成17年8月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12 第 3536 号	江川建設株式会社	江川 博海	中野市西2-3-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（石工事業及び塗装工事業）の取消し	平成17年 9月7日	平成17年8月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-12 第 6194 号	株式会社アカネピーアール	森島 盛	松本市大字 笹賀7531	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成17年 9月7日	平成17年 8月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-12 第 15742 号	有限会社山久土建	宮坂 光治	諏訪郡原村 5965-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（建築工事業及び大工工事業）の取消し	平成17年 9月9日	平成17年 8月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第 2283 号	株式会社白馬三津野	松澤 秀明	北安曇郡白馬村大字北城6029	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（造園工事業）の取消し	平成17年 9月14日	平成17年 8月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-14 第 2057 号	株式会社神農土建	神農 博嗣	上水内郡信濃町大字柏原1242-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成17年 9月16日	平成17年 9月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12 第 16402 号	有限会社中林工業	中林 志津男	木曾郡上松町大字上松1219	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成17年 9月22日	平成17年 8月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12 第 21517 号	三村電工	三村 善教	松本市梓川倭6124	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（電気工事業）の取消し	平成17年 9月26日	平成17年 8月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-15 第 22254 号	成岡設備	成岡 勇	塩尻市広丘野村1788-267	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（管工事業）の取消し	平成17年 9月26日	平成17年 8月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12 第 17884 号	有限会社水科設備	水科 たつ子	東御市御牧原2855-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成17年 9月27日	平成17年 8月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第 14051 号	笠原建材	笠原 修	下高井郡山ノ内町大字平穂3368-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業及びとび・土工工事業）の取消し	平成17年 10月3日	平成17年10月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12 第 19565 号	株式会社エイシン	藤本 博史	東筑摩郡波田町2951-37	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成17年 10月7日	平成17年10月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-13 第 7098 号	ヒザワ電機商 会	湯本 正造	上高井郡高 山村3232-1	建設業法第29条第1項の規 定による一般建設業（電気 工事業）の取消し	平成17年 10月7日	平成17年10月3日付けで建 設業法第12条の規定による 廃業の届出があり、このこ とが建設業法第29条第1項 第4号に該当する。
般-12 第 11287 号	有限会社丸二 橋花岡組	花岡 保博	岡谷市南宮 2-1-11	建設業法第29条第1項の規 定による一般建設業（管工 事業）の取消し	平成17年 10月12日	平成17年10月4日付けで建 設業法第12条の規定による 廃業の届出があり、このこ とが建設業法第29条第1項 第4号に該当する。
般-12 第 9093 号	宮下設計設備 社	宮下 哲夫	長野市篠ノ 井会416-5	建設業法第29条第1項の規 定による一般建設業（大工 工事業、屋根工事業、タイ ル・れんが・ブロック工事 業及び内装仕上工事業）の 取消し	平成17年 10月13日	平成17年10月12日付けで 建設業法第12条の規定によ る廃業の届出があり、このこ とが建設業法第29条第1項 第4号に該当する。
般-12 第 21320 号	ヤマギワ住設	山極 芳男	埴科郡坂城 町大字南条 6019-2	建設業法第29条第1項の規 定による一般建設業（建築 工事業）の取消し	平成17年 10月13日	平成17年9月2日付けで建 設業法第12条の規定による 廃業の届出があり、このこ とが建設業法第29条第1項 第4号に該当する。
特-13 第 582 号	南信土木建築 有限公司	岡本 まり子	下伊那郡阿 智村大字駒 場1256	建設業法第29条第1項の規 定による特定建設業（建築 工事業、大工工事業、屋根 工事業及び内装仕上工事 業）の取消し	平成17年 10月14日	平成17年9月8日付けで建 設業法第12条の規定による 廃業の届出があり、このこ とが建設業法第29条第1項 第4号に該当する。
特-13 第 550 号	株式会社ナビ テック	長坂 好隆	飯田市長姫 町5	建設業法第29条第1項の規 定による特定建設業（管工 事業）の取消し	平成17年 10月18日	平成17年8月4日付けで建 設業法第12条の規定による 廃業の届出があり、このこ とが建設業法第29条第1項 第4号に該当する。
般-13 第 1355 号	株式会社小沢 工務店	小沢 和登	飯田市伝馬 町2-34-2	建設業法第29条第1項の規 定による一般建設業（土木 工事業、建築工事業、大工 工事業及びとび・土工工事 業）の取消し	平成17年 10月18日	平成17年8月8日付けで建 設業法第12条の規定による 廃業の届出があり、このこ とが建設業法第29条第1項 第4号に該当する。
般-14 第 2527 号	齊藤工業株式 会社	齊藤 徹	飯田市松尾 明5262-1	建設業法第29条第1項の規 定による一般建設業（造園 工事業）の取消し	平成17年 10月18日	平成17年9月29日付けで建 設業法第12条の規定による 廃業の届出があり、このこ とが建設業法第29条第1項 第4号に該当する。
般-14 第 12814 号	鈴木建設有限 会社	鈴木 一男	飯田市鼎下 山842-8	建設業法第29条第1項の規 定による一般建設業（土木 工事業、とび・土工工事 業、舗装工事業及び水道施 設工事業）の取消し	平成17年 10月18日	平成17年9月16日付けで建 設業法第12条の規定による 廃業の届出があり、このこ とが建設業法第29条第1項 第4号に該当する。
特-13 第 1146 号	大北工業株式 会社	庄司 曜	北安曇郡小 谷村大字中 小谷丙618	建設業法第29条第1項の規 定による特定建設業（土木 工事業、とび・土工工事 業、舗装工事業及び水道施 設工事業）の取消し	平成17年 10月19日	平成17年10月17日付けで建 設業法第12条の規定による 廃業の届出があり、このこ とが建設業法第29条第1項 第4号に該当する。
般-13 第 1146 号	同上	同上	同上	建設業法第29条第1項の規 定による一般建設業（建築 工事業）の取消し	平成17年 10月19日	平成17年10月17日付けで建 設業法第12条の規定による 廃業の届出があり、このこ とが建設業法第29条第1項 第4号に該当する。

般-12 第 14991 号	有限会社丸建 東工務店	東 道男	茅野市金沢 4017-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成17年 10月19日	平成17年10月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第 15761 号	株式会社大社 建設	関島 志満治	諏訪郡下諏 訪町596-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成17年 10月19日	平成17年10月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第 12680 号	有限会社堀口 建設	堀口 義行	木曾郡上松 町栄町2-13-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成17年 10月19日	平成17年9月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12 第 9026 号	曲尾建築	曲尾 由富志	長野市松代 町牧島412-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業及び大工工事業）の取消し	平成17年 10月19日	平成17年10月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第 152 号	藤岡建設有限 会社	藤岡 正信	安曇野市三 郷明盛1596-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業）の取消し	平成17年 10月26日	平成17年9月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-12 第 21429 号	協同組合コス モ建設	田中 信一	佐久市長土 呂819-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成17年 10月28日	平成17年8月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

監理課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成17年12月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画生産緑地地区 高田地区

布施五明地区

東和田地区

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成17年12月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画公園 2・2・82号 駅東口第2号公園  
 長野都市計画公園 2・2・83号 駅東口第3号公園  
 長野都市計画公園 2・2・84号 駅東口第4号公園  
 長野都市計画公園 2・2・85号 駅東口第5号公園  
 長野都市計画公園 2・2・86号 駅東口第6号公園  
 長野都市計画公園 3・2・24号 駅東口第1号公園

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び長野市役所

**都市計画課**

**公告**

屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）第20条の規定による講習会を次のとおり開催します。

平成17年12月15日

長野県知事 田 中 康 夫

1 講習会の日時

平成18年1月26日（木）午前10時から午後5時まで

2 講習会の場所

長野市大字南長野字幅下692-2  
 長野県庁 西庁舎111・112号会議室

3 対象者

屋外広告業を営む者及び屋外広告業を営もうとする者並びに広告物等の表示及び設置に関し必要な知識の修得を希望する者

4 講習事項

- (1) 屋外広告物の法令に関する事項
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

5 講習会の一部免除

講習会を受けようとする者が、次のいずれかに該当する者であることを証する書類の写しを受講申込みの際に提出したときは、4の(3)に掲げる事項に関する受講を免除します。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士の資格を有する者

- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号に規定する第1種電気主任技術者免状、同項第2号に規定する第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に規定する第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

6 受講の手続等

(1) 提出書類

- ア 屋外広告物講習会受講申込書（以下「申込書」という。）
- イ 写真（出願前6月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身の縦5センチメートル、横4センチメートルのものを申込書の写真添付欄にはること。）

- ウ 5の免除を受けようとする者にあっては、5に規定する書類の写し

- エ 郵送で申込みをする場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用の封筒

(2) 申込書の用紙の交付場所及び提出先

最寄りの地方事務所の建築課（商工雇用建築課）若しくは県庁住宅部建築管理課土地・景観室景観ユニット又は長野市都市整備部まちづくり推進課

(3) 申込書の受付期間

平成17年12月15日（木）から平成18年1月18日（水）まで（必着）

7 持参図書

テキストとして「屋外広告の知識」《第3次改訂版》第1巻／法令編、第2巻／デザイン編、第3巻／設計・施工編（編集 屋外広告行政研究会（株）ぎょうせい発行）を持参してください。

8 問い合わせ先

講習会についての問い合わせは、最寄りの地方事務所の建築課（商工雇用建築課）若しくは県庁住宅部建築管理課土地・景観室景観ユニット又は長野市都市整備部まちづくり推進課都市デザイン担当にしてください。

**建築管理課土地・景観室**

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年12月15日

長野県千曲建設事務所長 田 中 利喜夫

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成17年度 県単トンネル防災設備点検業務委託

(2) 業務の概要

主要地方道大町麻績インター千曲線の坂上トンネル防災設備に係る定期点検

(3) 履行期間

契約締結日から平成18年3月10日まで

(4) 履行場所

千曲市 坂上トンネル

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に同種の設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

千曲市大字屋代1881 長野県千曲庁舎

長野県千曲建設事務所総務課

電話 026（273）1720

### 4 入札手続等

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年1月12日（木）午前10時

イ 場所 長野県千曲庁舎 大会議室

#### (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

#### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書を、平成17年12月26日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

#### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

#### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

#### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

#### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

### 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路維持課

### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年12月15日

長野県木曽山林高等学校長 松田 篤

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量  
パソコンコンピュータ21台及び付属機器一式
- (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書のとおりです。
- (3) 借入期間  
平成18年3月1日から平成18年3月31日まで
- (4) 借入場所  
長野県木曽山林高等学校
- (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曽郡木曽町新開4236

長野県木曽山林高等学校

電話 0264（22）2007

#### 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成18年1月12日 午後1時30分  
イ 場所 長野県木曽山林高等学校 会議室
- (3) 郵送による入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課